

合併協議会だより

新たな活力を創造し

人 自然 文化 の香り豊かなまち

2004.7.9 **第8号**



八郎潟町 うたせ舟

議会議員の在任特例期間は 平成18年9月末までの1年間を確認



目次

| | |
|------------------|------------|
| 第8回合併協議会 | P2~6 |
| 合併協定項目一覧表、お知らせなど | ... P7 |
| 3町施設等視察研修 | P8 |

6月29日、八郎潟町農村環境改善センターを会場に第8回合併協議会が開催されました。

会議では、前回合意ができなかった議会議員の在任特例期間について継続して協議が行われましたが、提案されている「1年」を推す意見と、住民代表委員が主張する「6ヵ月」の意見があり、話し合いが行われましたが、合意には至らず、投票によって決定することとしました。結果、賛成多数により3町議会議員52人が平成18年9月末までの1年間引き続き新町議会議員として在任することが確認されました。

第8回合併協議会

6月29日、八郎潟町農村環境改善センターにおいて第8回合併協議会が開催されました。

会議では、継続協議となっている議会の議員の在任特例期間、公共的団体等の取扱いの2項目や、前回までに提案されている慣行の取扱いなど6項目の合わせて8つの協議事項についての話し合いが行われ、また、学校教育事業など新たに2つの合併協定項目に関する調整方針が提案されました。

協議された事項

継続協議となっている2項目のうち、議会議員の在任特例期間については、投票により1年とすることが確認され、また、公共的団体等の取扱いについては、条例によって設置



されている附属機関の団体を除くなど団体の捉え方が整理されたことから、提案どおり確認されました。

前回は

で提案が行われ、今回協議が行われた6項目のうち、農林水産業関係事業については、農業指導センターの経理方式や土地改良事業の負担の取扱いに関して、また、使用料・手数料の取扱いについては、行政財産使用料や開発公社が管理運営している観光施設使用料などに関して、内容を精査するため継続して協議することとなりました。また、慣行の取扱い、特別職の職員の身分の取扱い、補助金・交付金等の取扱い、字名の区域及び名称の取扱いについては、提案どおり確認されました。

協議第12号の5 議会の議員の定数

及び任期の取扱いについて

【提案内容】

前回の会議において、議会議員は

在任特例を適用し、新町での議員定数は24人で選挙区は設けないことが確認されましたが、在任特例期間については、提案された「1年」に対して住民代表委員側から「6カ月」の意見が出され、合意ができなかったため、この在任特例期間について引き続き協議が行われました。

【協議結果】

冒頭、会長から「これまでの議論を踏まえ在任特例期間を一本化できるように協議をお願いしたい。」とする発言があり、委員からは、3町の町長が十分協議して提案した1年とすることに議会としても全会一致で合意しているとする賛成意見や、合併日が当初予定より半年延びていることを考慮すると在任特例期間を1年とするのは長すぎるなどとする反対意見、また、前回の会議で、住民代表委員9名により話し合いを行い議員定数は20人から22人としていたものを歩み寄って24人としたことから、在任特例期間について議会代表委員も歩み寄ることができないかなどの意見が出されました。

前回同様、協議は双方の意見が並行して合意ができず、改めて、会長から在任特例期間を1年と提案した理由は、3町の一体感や信頼感を築き上げ、行財政や組織を定着させ、

協議会で議論したことが正しく新町に引き継がれて、よりスムーズな新町形成を果たすため必要な期間であるとの説明がなされましたが、なお、合意には至らず、一旦休憩が取られました。

再開後、会長から、話し合いによる合意はみられないとして、「在任特例期間を1年とする提案に対して可否を問うため、投票を行いたい。」とする提案が出されました。それに対して委員からは対立姿勢による投票は避けるべきでありもう少し話し合いを行すべきであるとの意見や、このことだけに話し合いの時間を費やすことも問題であり投票を行うべきであるとの意見などが出されましたが、当局案の可否を投票により行うかどうかについては、挙手による確認の結果、大多数の賛成で投票を行うこととなりました。

その後、在任特例期間を1年とすることについて出席委員21人による無記名投票が行われ、賛成14票、反対7票となり、会議運営規程の出席委員の3分の2以上（14票）の賛同が得られたため、賛成多数により3町議会議員52人が平成18年9月末までの1年間引き続き新町議会議員として在任することが確認されました。

協議第24号 公共的団体等の取扱い

について

【提案内容】

前回の合併協議会では、公共的団体の捉え方について、交通安全対策会議、青少年問題協議会などは条例に規定している附属機関であることから一般的にいう公共的団体とは異質なものであり対象から除くべきであるとの意見や町が事務局をもっている団体は優先的に統合する必要があるとの意見があったことから、例示した団体などの整理を行ったうえで、継続して協議を行うこととしていました。

今回の会議では、例示した団体から附属機関を削除し、人権擁護委員会、防犯協会、民生児童委員協議会、結核予防婦人会、認定農業者会議、体育協会、スポーツ少年団、芸術文化協会など町が事務局をもっている団体を区分し、また、団体名が同じであっても活動内容などに違いのある町内会長会、納税貯蓄組合連合会などについても、その違いなどが整理された資料が提出され、前回提案している次の調整内容により協議が行われました。

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保する

ため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。

①各町共通の団体について

(1)2町、3町共通の団体は、

できる限り合併時に統合できるように調整に努める。

(2)統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

②各町独自の団体について

原則として現行のとおりとし、必要に応じて新町において調整する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第28号 慣行の取扱いについて

【提案内容】

町章、町民歌、町民憲章、表彰などの慣行の取扱いのうち、「町の木、町の花、町の鳥、町民憲章」は新町において制定することも含めて検討することとしていましたが、提案済みの調整内容を新町において定めることとして一部修正し、次のとおり提案されました。

①町章については、新町において定める。

②町民歌については、新町において定める。

③町の木、町の花、町の鳥については、新町において定める。

④シンボルマーク、キャッチフレーズについては、制定の必要性も含めて新町において検討する。

⑤町民憲章については、新町において定める。

⑥各種宣言については、新町において検討する。

⑦表彰については、新町において新たな制度を定めるものとする。旧町の名誉町民等は、新町に引き継ぐ。

【協議結果】

慣行の取扱いについては、調整項目に挙げられていない新町のカラーも定めておく必要があるとする意見や、新町をPRするためにもシンボルマーク、キャッチフレーズはぜひ定めるべきであるとする意見などがありました。具体的な調整を行う段階で検討することとし、提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第29号 特別職の職員の身分の取扱いについて

【提案内容】

新町の常勤の特別職として、町長、助役、収入役、教育長を置き、その他の特別職については法令に基づき調整等を行い、報酬等については本年度中に合併協議会の中に報酬審査会を設置し、現行の報酬額などを参考に調整することとして、次のとおり提案されました。

①町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長を置く。

②特別職（議会議員、農業委員会委員及び消防団員を除く。）の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、合併時までに調整し、必要のあるものについては、新町において新たに設置する。

③特別職の職員の報酬等については、現行の報酬額及び類似団体の特別職の職員の報酬額を参考として合併時までに調整する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とする事が確認されました。

協議第30号 補助金、交付金等の取扱いについて

【提案内容】

補助金等については、これまでの経緯や実績を考慮し、必要性などの観点により調整を行い、3町共通補助金等は制度を統一することとして提案していましたが、2町で共通の補助金も含めて、基本的にはすべての補助金等を統廃合するとして捉え方で調整内容を一部修正し、次のとおり提案されました。

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、調整する。
①2町及び3町で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統廃合に向け調整するものとする。
②各町独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮

し、新町全体の均衡を保つように調整するものとする。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とする事が確認されました。

協議第31号 農林水産業関係事業の取扱いについて

【提案内容】

3町の農業、林業、水産業における各種事業の制度や計画などに対して細部に渡る調整内容を提案していましたが、この調整項目のうち、資源循環型環境保全農業の推進については、町単独の政策的事項で3町協議による調整項目にはなじまないものであり、また、この理念などは新町まちづくり構想に組み込まれていることから、提案済みの調整内容からこの項目を削除して、次のとおり提案されました。

(農 業)

①地域農業マスタープラン及び農業振興地域の整備計画については、新たな計画を合併後速やかに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用する。

②水田農業構造改革対策については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成19年度から事業内容を統一して実施する。

③認定農業者については、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き育成・支援する。

④農業総合指導センターについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から五城目町の経理方式の例により統合する。

⑤中山間地域等直接支払事業については、制度が延長された場合は継続する。

⑥航空防除については、新町において防除協議会の組織を統合し、事業内容の調整を図る。ただし、新協議会が組織されるまでは現行のとおりとする。

⑦県営土地改良事業の負担については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

⑧畜産振興事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、引き続き育成・支援する。

⑨森林整備計画については、合併後に新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を引き続き運用

する。

(林 業)

⑩森林整備地域活動支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

する。

⑪緑化推進事業については、合併時に五城目町の例により統合する。

⑫広域林道開設事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(水産業)

⑬種苗放流事業については、合併後も馬場目川漁業協同組合及び八郎湖増殖漁業協同組合が行う放流事業を支援する。

(その他)

⑭その他国補助・県補助事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

【協議結果】

農業総合指導センターにおける経理方式や運営内容、また、土地改良事業における町や農家の負担割合に違いがあることから、現行のとおり新町に引き継ぐなどとした調整内容について、精査し検討するべきであるとの意見があり、継続して協議することとしました。

協議第32号 字名の区域及び名称の
取扱いについて

【提案内容】

南秋田郡湖東町の後に続く大字名
について、旧町名称となる「五城目」
「八郎潟」「井川」を使用するのか、
あるいは現在の大字名を変更するの
かどうかは、それぞれ実情や意向が
あることから、合併前に各町で調整
を行うこととして、次のとおり提案
されました。

字（小字）の区域及び名称は
原則として従前のとおりとし、
大字名については地域の実情や
住民の意向を尊重しながら合併
前に現町において調整する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすること
が確認されました。

新町における新しい住所例

新町の名称は「湖東町」に決
定しましたが、町名に続く住所
について、みなさんも考えてみ
ましょう。
大字名の前に五城目・八郎潟・
井川を付けた例（3町の居住地
で最も長い住所）

秋田県南秋田郡湖東町五城目富
津内下山内字古比屋沢〇〇番
秋田県南秋田郡湖東町八郎潟

真坂字新田家ノ下〇〇番
秋田県南秋田郡湖東町井川北
川尻字海老沢樋ノ口〇〇番

大字名の前に五城目・八郎潟・
井川を付けない例

秋田県南秋田郡湖東町富津内
下山内字古比屋沢〇〇番

秋田県南秋田郡湖東町真坂字
新田家ノ下〇〇番

秋田県南秋田郡湖東町北川尻
字海老沢樋ノ口〇〇番

※この例によると、大字名が共
通する「五城目町小池」、「八
郎潟町小池」の場合は「湖東
町小池」となり、小字名も
「桑ノ木関ノ沢」と同じであ
ることから、地番が重複する
こととなります。この場合は、
名称変更などの手続きが必要
となります。

協議第33号 使用料・手数料の取扱
いについて

【提案内容】

役場窓口での住民票交付などの手
数料については、3町で違いのある
ものは合併時に統一し、施設の使用
料については現行のとおりとするな
どとして、次のとおり提案されま
した。

①手数料の取扱いについては、
次のとおりとする。

(1) 3町で差異のある手数料に
ついては、合併時に統一
する。

(2) 3町で差異のない手数料に
ついては、現行のとおりと
する。

②使用料の取扱いについては、
次のとおりとする。

(1) 行政財産使用料について
は、五城目町の例により、
合併時に統一する。

(2) 施設等の使用料について
は、現行のとおりとし、新
町において調整する。

※保育料、上下水道使用料、ご
み処理関連手数料、福祉関連
手数料、町営住宅使用料など
については各事業の取扱いで
別途協議を行うこととしてい
ます。

【協議結果】

使用料の取扱いについて、行政財
産と普通財産の違い、減免措置など
についての質問や、五城目町で開発
公社が管理運営している観光施設の
使用料は、利用料金として開発公社
の収入となり、町の収入にならない
ことから施設使用料の中において区
分しておく必要があるとする意見な
どがあり、これらのことについて整
理するため、継続して協議すること
としました。

新町名称名付け親賞授賞式

第8回合併協議会の協
議に先立ち、名付け親賞
授賞式が行われ、前回の
会議において抽選により
名付け親賞に当選されま
した渡辺寛さん（五城目
町）、村井幸子さん（八
郎潟町）、池田ひとみさ
ん（井川町）に、賞状、
商品券、地域特産品が贈
られました。



授賞式の様子



おめでとうございます

提案された事項

今回の合併協議会で協議される学校教育事業・通学区の取り扱い、広報広聴関係事業の2つの案件についての調整案が提案されました。

協議第34号 学校教育事業・通学区の取扱いについて

【提案内容】

- ①奨学資金貸付事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から新たな貸付制度を適用する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。
- ②スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、委託形態については、新町において調整する。
- ③学校給食事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。なお給食会計は町の一般会計で処理する方法で調整する。
- ④英語指導外国青年招致事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整を図る。
- ⑤幼稚園の管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。また、幼稚園保育料（授業料）

については、教材費を含めたものとし、新町において速やかに統一を図る。

- ⑥心の教室相談員事業については、現行のとおり3校にカウンセラーを配置する。
- ⑦放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ⑧町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとする。ただし、児童・生徒数の動向等を踏まえ、必要に応じて新町において調整する。

表1参照

協議第35号 広報広聴関係事業について

【提案内容】

- ①広報誌は、毎月1回発行する。なお、発行日は原則1日とする。
- ②ホームページは、合併時に新たに開設する。
- ③町勢要覧は、新町において速やかに発行する。
- ④広聴関係については、行政懇談会の開催等により町民の行政に対する意見・要望等を十分配慮する。
- ⑤八郎潟町防災行政無線及び井川町有線放送は、新町においても情報伝達の手段として活用する。

■表1 3町の小中学校の現況（平成16年5月1日現在）

| 五 城 目 町 | 八 郎 潟 町 | 井 川 町 |
|--|--|--|
| 五城目第一中学校 （建築年 S33年） ・学級数（普通） 9学級 （特殊） 1学級 ・生徒数 290人 ・敷地面積 62,202 ・校舎面積 6,305 ・通学区域 五城目町全域 | 八郎潟中学校 （建築年 H8年） ・学級数（普通） 6学級 ・生徒数 210人 ・敷地面積 34,230 ・校舎面積 7,101 ・通学区域 八郎潟町全域 | 井川中学校 （建築年 S36年） ・学級数（普通） 6学級 （特殊） 1学級 ・生徒数 173人 ・敷地面積 28,198 ・校舎面積 4,227 ・通学区域 井川町全域 |
| 五城目小学校 （建築年 S43年） ・学級数（普通） 13学級 （特殊） 1学級 ・児童数 387人 ・通学区域 五城目地区、馬川地区、富津内地区、内川地区（小倉、黒土）、森山地区 | 八郎潟小学校 （建築年 S51年） ・学級数（普通） 12学級 ・児童数 351人 ・通学区域 八郎潟町全域 | 井川小学校 （建築年 S47年） ・学級数（普通） 12学級 （特殊） 3学級 ・児童数 322人 ・通学区域 井川町全域 |
| 馬場目小学校 （建築年 H12年） ・学級数（普通） 4学級 （特殊） 1学級 ・児童数 37人 ・通学区域 馬場目地区（帝釈寺、町村、門前、蓬内台、小野台、平ノ下、寺庭、中村、水沢） | 杉沢小学校 （建築年 H5年） ・学級数（普通） 3学級 ・児童数 13人 ・通学区域 馬場目地区（恋地、坊井地、杉沢、合地） 内川小学校 （建築年 S25年） ・学級数（普通） 4学級 ・児童数 29人 ・通学区域 内川地区（湯ノ又、小川口、浅見内） 大川小学校 （建築年 S53年） ・学級数（普通） 5学級 ・児童数 66人 ・通学区域 大川地区 |  |

合併協定項目の協議状況 (平成16年6月29日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

| 区分 | No. | 協定項目 | 提案 | 協議 | 確認 | 区分 | No. | 協定項目 | 提案 | 協議 | 確認 |
|-------------|---------|-------------------------------------|----|----|----|-----------------------------|--------|---------------------|----|----|----|
| 基本的項目 | 1 | 合併の方式 | ○ | ○ | ◎ | 各種事務事業の取扱い | 24 | 電算システム事業 | | | |
| | 2 | 合併の期日 | ○ | ○ | ◎ | | 25 | 広報広聴関係事業 | ○ | | |
| | 3 | 新町の名称 | ○ | ○ | ◎ | | 26 | 交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業) | ○ | ○ | ◎ |
| | 4 | 新町の事務所の位置 | ○ | △ | | | 27 | 納税関係事業 | | | |
| | 5 | 財産(及び債務)の取扱い | ○ | △ | | | 28 | 消防防災関係事業 | | | |
| 合併特例法による項目 | 6 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 29 | 交通関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 7 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 30 | 窓口業務 | ○ | ○ | ◎ |
| | 8 | 地方税の取扱い (協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 31 | 保健衛生事業 | | | |
| | 9 | 一般職の職員の身分の取扱い | ○ | △ | | | 32 | 環境対策関係事業 | | | |
| すり合わせが必要な項目 | 10 | 地域審議会 | | | | | 33 | ごみ収集運搬業務事業 | | | |
| | 11 | 特別職の職員の身分の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 34 | 保育事業 | | | |
| | 12 | 条例、規則等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 35 | 社会福祉協議会の取扱い | | | |
| | 13 | 事務組織及び機構の取扱い | | | | | 36 | 児童福祉事業 | | | |
| | 14 | 一部事務組合等の取扱い | | | | | 37 | 障害者福祉事業 | | | |
| | 15 | 使用料、手数料の取扱い | ○ | △ | | | 38 | 高齢者福祉事業 | | | |
| | 16 | 公共的団体等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 39 | その他の福祉事業 | | | |
| | 17 | 補助金、交付金等の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 40 | 健康づくり事業 | | | |
| | 18 | 字名の区域及び名称の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 41 | 農林水産業関係事業 | ○ | △ | |
| | 19 | 慣行の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 42 | 商工観光関係事業 | | | |
| | 20 | 国民健康保険事業の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 43 | 勤労者・消費者関連事業 | | | |
| | 21 | 介護保険事業の取扱い | ○ | ○ | ◎ | | 44 | 建設関係事業 | ○ | ○ | ◎ |
| | 22 | 消防団の取扱い | | | | | 45 | 上・下水道事業 | | | |
| 23 | 行政区の取扱い | | | | 46 | | 学校教育事業 | ○ | | | |
| | | | | | 47 | 社会教育(生涯学習)事業 | | | | | |
| | | | | | 48 | 町立学校の通学区域の取扱い | ○ | | | | |
| | | | | | 49 | 文化振興事業 | | | | | |
| | | | | | 50 | コミュニティ施策(施設)事業 | | | | | |
| | | | | | 51 | その他の事業 | | | | | |
| | | | | | 52 | 新町まちづくり計画 (協議細目) 策定方針の確認 | ○ | ○ | ◎ | | |

第9回合併協議会開催のお知らせ

◆日時 平成16年7月13日(火) 午後1時

◆場所 井川町農村環境改善センター

◆案件 農林水産業関係事業について
使用料・手数料の取扱いについて
学校教育事業・通学区域の取扱いについて
広報広聴関係事業について など

※協議会はどなたでも傍聴できます

合併協議会委員変更のお知らせ

合併協議会委員のうち五城目町、八郎潟町の識見を有する委員2名が変更となりました。

五城目町からの委員

(旧) 五城目森林組合長 草皆茂 樹

(新) 五城目森林組合長 佐藤 安太郎 (6月28日就任)

八郎潟町からの委員

(旧) 八郎潟町商工会長 村井 久之丞

(新) 八郎潟町商工会長 石井 裕 (6月23日就任)

※敬称略



委嘱状交付の様子



就任あいさつの様子



3町施設等視察研修 in 五城目町

合併協議会では、今後の3町の合併に関する協議を行うための見識を高めることなどを目的として、3町の公共施設等の現地視察を行うこととしました。7月5日には、五城目町の小中学校、保育園、地区公民館、観光施設、町営住宅など約50カ所の公共施設の視察が行われました。

八郎潟町、井川町の公共施設等の視察研修は、7月17日に行うこととなっています。



森山地区公民館



ケアセンター五城目



五城目第一中学校



雀館運動公園（日本庭園）



文化の館



馬場目小学校



盆城庵



直売所（悠紀の国五城目）



内川小学校



五城目城



もりやまこども園



五城目町役場（議場）

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務局

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス <http://www.ghi-gappei.jp>



この広報紙は古紙配合率100%再生紙を使用しています。

印刷／(株)八郎潟印刷